

業論による律解釈

——善意無過失の犯罪に対する上座部註釈文献の理解——

清水 俊 史

1. 問題の所在

従来、結果論の立場から記された戒律と、動機論の立場から記された業の体系とが、上座部においてどのように統合されているか明らかではなかった。本論は、上座部註釈家たちが、律蔵における善悪と、業論における善悪とが全く同一の教理体系のもとに理解できると考えていたかどうか、という点を考察する。今回検討する資料は、*Vinaya-Atthakathā* (VinA.) に対する三本の復註、*Vajirabuddhiṭṭhā* (Vjb.) と、*Sāratthadīpanī* (Sd.) と、*Vimativinodanī* (Vmv.) とである¹⁾。

2. 〈犯罪アディカラナ〉の善悪

上座部における律蔵の善悪を検討するためには、波羅夷などの「犯罪」(āpatti) そのものを意味する〈犯罪アディカラナ〉(āpattādhikarāna)を考察する必要がある。*Vinaya* (Vin.) (Vol.II p.91.25-32) では〈犯罪アディカラナ〉には不善と無記とがあり、意図して犯罪を犯せば不善であり、意図せず犯罪を犯してしまえば無記であるとされる。すなわち Vin. によれば、戒律違反という犯罪には不善と無記とがあり、善はないことになる。

上記の定義を上座部業論のもとに理解しようとする、善心で犯してしまった犯罪をどのように説明するのか、という問題が生じる。問題点を明確にするために、〈不善の犯罪アディカラナ〉に関する VinA. (Vol.VI pp.1196.27-1197.2) の理解をみてみよう。上座部では善と不善の自性は精神的存在にしかないと考えるので、〈不善の犯罪アディカラナ〉も不善の自性を持つゆえに、それは精神的存在であると理解されている。VinA. (Vol.II p.439.14-16, Vol.II p.454.11-21) では、殺生の本体はその犯罪を成立させる思 (cetanā) であるとされ、波羅夷もその思によって成り立つとされる。これは、身語業の本体を表層的な色蘊ではなく、その業を等起させる思であるとする上座部業論の立場と一致する²⁾。つまり、不善心によって犯

された殺生の場合、その不善心が〈不善の犯罪アディカラナ〉(=波羅夷)である。

しかし犯罪は不善心によってのみ犯されるわけではない。世間罪は不善心によって犯されるが、制定罪(比丘だけに適用される罪)は無記心や善心で犯す場合も認められている。ところが〈善の犯罪アディカラナ〉は Vin. で認められていないから、善心によって犯してしまった制定罪の場合、その善心を〈善の犯罪アディカラナ〉(=波逸提など)とすることができない。

この問題を解決するために VinA. 以降の諸註釈は次のように解釈する。〈不善の犯罪アディカラナ〉とは、不善心をもって犯罪を犯すその不善心であり、〈無記の犯罪アディカラナ〉とは、善心あるいは無記心をもって犯罪を犯すその瞬間の色蘊であるとされる³⁾。

	犯罪アディカラナ		
	善	不善心	無記色
世間罪	—	○	—
制定罪	—	○	○

犯罪を起す心		犯罪アディカラナ
善心	→	無記色
不善心	→	不善心
無記心	→	無記色

つまり、不善心によって世間罪もしくは制定罪を犯せば、その不善心が〈犯罪アディカラナ〉である。たとえば、不善心によって窃盗などをなせば、その不善心こそが戒律違反の本体であると理解されるのである。一方、善心あるいは無記心で制定罪を犯せば、その心ではなく、犯す瞬間の無記の色蘊こそが〈犯罪アディカラナ〉であるとされる。この〈無記の犯罪アディカラナ〉が無記の色蘊であるというのは極めて理解しにくい、次のような場合を想定している。たとえば、ある比丘が善心をおこし精舎を修繕するために地を掘ったとしてみよう。これは業の立場からすれば善業であるが、律蔵の立場からすればパーリ律波逸提法第10条に違反し有罪である。このような穴を掘る一連の作業のうち、いったいどこに戒律違反の本体があるのかといえ、それは行為を起こしめた善心ではなく、地を掘っている瞬間の色身にこそあると理解するのである。

Vin. で説かれる単純な定義と比べ、非常に複雑な理解を示している。また Vjb. と Sd. は⁴⁾、〈犯罪アディカラナ〉には、勝義として不善・無記の自性があると述べている。

3. 業論による律解釈

Vjb. と Sd. は、犯罪アディカラナに勝義として不善・無記の自性があると考えている点を前項2.で指摘した。ところで、VinA. (Vol.IV p.869.9-20) には波羅夷

などの七罪聚を犯した者は、僧団内での罰則以外に、出罪しない限り解脱と天とを得られないというペナルティがあるとされる。このペナルティを上座部復註は業報によって理解する。Sd. (Vol.III p.343.11-15) によれば不善心で犯罪を犯した場合、その不善心が〈犯罪アディカラナ〉であり、さらにそれが業としても働いて、先の述べたペナルティを生み出すとされる。そしてこのペナルティは、告白などによって出罪すれば、業が無力化され既有業 (ahosikamma) となり解消される。

4. 善意無過失の犯罪に対する解釈

ところが「違反である」と気付かずに善心あるいは無記心で制定罪を犯せば、この場合の犯罪アディカラナは無記の色蘊であるとされる。しかしこの場合、なぜ無記の色蘊によって、前項3.で述べた業報的なペナルティを受けなければならないのか、という問題が生じる。無記の色蘊が異熟を生み出すことは出来ないからである。また、善心によって犯罪を犯してしまった場合、その行為は業論からすれば善業であるから、善業によってペナルティを受けるというのも善因楽果の原則に反する。

この問題に対して Sd. (Vol.III p.343.1-6) は、「そのように気が付かないまま犯してしまった場合、不善心は起きていないので、その犯罪自体は無異熟である。しかし、その犯罪を犯してしまったと気が付いた時に反省せず隠せば、不善心によって〈故意に犯罪を隠した〉という犯罪を新たに犯したことになる、この新たな犯罪が当人にペナルティを与える」と述べている。このように勝義として犯罪に不善・無記の自性のあると考える Vjb. や Sd. では、業と律を統一的に理解する立場から註釈が施されている。

5. Vmv. による解釈

Vmv. は、Vjb. および Sd. とまったく異なる見解を示す。Vmv. (Vol.I p.130.6-9, Vol.II p.213.8-9) は、犯罪そのものに勝義として不善などの自性は無く、それらは世俗的に施設されたにすぎないと主張する。Vmv. (Vol.I p.130.10-17) は、業と律を統一的に理解する立場からは註釈せず、4. でみた善意無過失の犯罪に対する Sd. の解釈を次の二点から非難する。

1. 同じ不善心を起こして同じ行為をなしたとしても、未具足者や初犯者は犯罪の適用から除外されると Vin. では述べられている。仮に勝義として犯罪に善悪の自性があるならば、具足者たちと同じように不善心を起こしている未

(198)

業論による律解釈 (清 水)

具足者たちにも犯罪が適用されなければならないはずである。

2. 父殺しを犯した場合、律蔵からすればそれは波羅夷罪であり、業論からすれば無間業である。波羅夷罪は僧団から永久追放されることによって解消されるが、無間業はいかなる手段によっても解消できないはずである。

このように Vmv. は、犯罪を業の立場から解釈しようとせず、業と律とを別々のものであると理解していることがわかる。

6. 結論

以上、律蔵における善悪と、業の教理における善悪とをどのように統合して理解しているかについて考察した。次の結論が得られる。

1. Vjb. と Sd. では、律蔵における善悪と、上座部業論における善悪とが全く同一の教理体系のもとに理解できると考えられている。勝義として「犯罪そのもの」(=犯罪アディカラナ)に不善などの自性があるとされる。
2. ところが Vmv. は、律蔵における善悪は、世俗的に施設されたものにすぎず、勝義として善悪の自性があるのではないと理解している。すなわち、律蔵における善悪と、上座部業論における善悪とを切り離して理解している。

このように諸註釈家の間で、律蔵に対する考え方が根本的に異なっている。註釈元である VinA. が、上記のどちらの立場であったかは今回確証を得られなかった。いずれの復註も VinA. の権威を認めたうえで、それぞれ独自の解釈を施しており、復註に記された解釈を VinA. それ自身の解釈に上書きして理解することは注意を要するだろう。このように、上座部律蔵の註釈文献群は、上座部の発達した教理との整合性を考慮した上での精査が必要であると考えられる。

1) Vjb. (6-11thC?), Sd. (12thC), Vmv. (12-13thC?) の三書は第六結集版 (Vipassana Research Institute より出版) を用い、それ以外は Pāli Text Society 版を用いた。 2) *Majjhimanikāya-Atthakathā* (Vol.III p.53.17-24). 3) Cf. Sd. (Vol.III p.342.13-18); VinA. (Vol.VI pp.1196.20-1197.8). 4) Vjb. (p.506.11-14) を参照。また、Sd. (Vol. II p.86.19-22) は、〈犯罪アディカラナ〉の所説を根拠に、〈善の学処〉の存在が世俗的なものであると主張する。Vmv. (Vol.II p.213.10-12) は、Sd. が「勝義として〈犯罪アディカラナ〉に不善無記の自性がある」と理解していたと指摘する。

〈キーワード〉 Vajirabuddhi, Sāriputta, Kassapa, 犯罪アディカラナ, 上座部律蔵復註
(佛教大学大学院)